

広報・マーケティングにおける人権尊重ガイドライン

株式会社ロッテは、「株式会社ロッテ 人権方針」を定めて、直接的な人権侵害を一切行わないことはもちろん、ステークホルダーと協力し、事業活動が間接的に人権侵害に加担することがないように努めています。事業とサプライチェーン全体で影響を受ける人々の人権尊重のため、人権デューデリジェンスの実施を進めています。

また、広報・マーケティング活動が人権に及ぼす影響を認識しており、当該ガイドラインに則った適切な広報・マーケティング活動を行います。なお、当該ガイドラインは、商品やサービスだけでなく、あらゆる広報・マーケティング活動に適応されます。

1. 正確性と信頼性

適正でわかりやすく、誤解を招かない表現・表示に努めます。また、受け手が理解しやすい表示、言葉遣い、表現方法を用いて正確な情報や的確なメッセージが伝わるよう配慮します。

2. 多様性の尊重

伝える内容が差別や偏見を助長したり、固定観念を押し付けたり、暗示したりするものにならないよう配慮します。また、「株式会社ロッテ 人権方針」に則り、人種、民族、国籍、性別、年齢、宗教、言語、障がいの有無、性的指向、性自認、性表現等に基づくあらゆる差別的、攻撃的な表現を行いません。

3. 消費者の権利の尊重

消費者の利益を尊重するために、事実と異なる嘘の情報や実際よりも大げさな表現、紛らわしい、間違いやすい、人を誘導するような表現、健全な生活や健康を脅かす表現を回避します。

4. 子どもへの配慮

子どもが広報・マーケティング活動の影響を受けやすいことを認識し、適切に配慮します。子どもの育つ権利、守られる権利を尊重するために、健全な発達・成長を阻害したり、いじめを助長したりする表現を行いません。

制定 2023 年 4 月

株式会社ロッテ